



平成 21 年 11 月 17 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 高橋康夫
(コード番号 8925 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理本部長 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

当社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還義務の履行の再猶予の合意に関するお知らせ

当社が平成 20 年 8 月 27 日に発行いたしました第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還につきまして、社債権者と償還義務の履行の再猶予につきまして本日合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、平成 19 年 8 月 28 日付でゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社（以下、G S T K 4 といいます。）を引受先として約 100 億円の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、第 1 回 C B といいます。）を発行いたしました。第 1 回 C B の償還期限は平成 20 年 8 月 27 日でしたが、平成 20 年 8 月 27 日に第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、第 2 回 C B といいます。）を G S T K 4 を引受先として発行し、第 1 回 C B と相殺いたしました。

そして、第 2 回 C B の償還期限が平成 21 年 8 月 27 日に到来いたしました。現在の当社の財務状況から償還することは難しいため、平成 21 年 8 月 21 日付で、償還に向けて引き続き協議していくため、償還義務の履行を平成 21 年 11 月 27 日まで猶予することにつきまして合意いたしました。

その後も、協議を続けておりますが、協議にもうしばらく時間を要することから、償還義務の履行を平成 22 年 2 月 26 日まで猶予することにつきまして合意いたしました。

2. 債務の内容

債務の種類：転換社債型新株予約権付社債

社債の総額：10,002,720,000 円

社債権者：ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社

債務の総額に対する比率 21.0%（平成 21 年 7 月 31 日現在、連結、個別）

第2回CBの発行要項につきましては、別添をご参照ください。

3. 合意内容について

当社は、平成20年8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債10,002,720,000円（以下、「第2回CB」という。）を発行いたしました。その償還期限が平成21年8月27日に到来し、社債権者であるゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社と償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。これを平成22年2月26日まで猶予することに合意いたしました。

合意の内容は次のとおりです。

- (1) 償還義務の履行を平成22年2月26日まで猶予する。
- (2) 償還義務の履行の猶予は第2回CBの不履行を構成しない。

4. 今後の見通し

第2回CBにつきましては、平成22年2月26日まで償還義務の履行が猶予されますが、その後の状況につきましては、確定次第お知らせいたします。なお、これによる業績に与える影響はありません。

以上

(別添) 第 2 回 C B の発行要項

1. 募集社債の名称 株式会社アルデプロ第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金 10,002,720,000 円
3. 各募集社債の金額 金 100,027,200 円の 1 種
4. 新株予約権付社債券の不発行 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率 本社債には利息を付さない。
6. 各募集社債の払込金額 金 100,027,200 円 (額面 100 円につき金 100 円)
ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7. 償還価額 額面 100 円につき金 100 円
8. 申込期日 平成 20 年 8 月 27 日
9. 払込期日及び発行日 平成 20 年 8 月 27 日
10. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額をジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社に割り当てる。
11. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
13. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、平成 21 年 8 月 27 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
 - (2) ① 次の各号に規定する事由が生じた場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、いつでも、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
 - (i) 税制の変更により本社債に関し当社が行なう支払につき公租公課の源泉徴収又は控除が必要となることが判明したとき。
 - (ii) 当社の組織再編行為(第 14 項第 (16) 号に定義する。)、当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の者に対する売却若しくは移転(但し、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく義務が相手先に移転される場合に限る)又はその他の会社再編手続で本新株予約権付社債に

基づく当社の義務が他の者に引き受けられることとなるもの、に関する機関決定が行われたとき。

(iii) 当社の株式の上場廃止事由が生じたとき。

② 本号①の規定により本社債の繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債の社債権者は、償還すべき日の30日前までに当社の定める請求書（以下「繰上償還請求書」という。）に繰上償還を請求しようとする社債の金額を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、第19項記載の償還金支払場所（以下「償還金支払場所」という。）に提出しなければならない。

③ 本社債の繰上償還請求の効力は、繰上償還請求書が償還金支払場所に到着したときに生ずるものとする。繰上償還請求書を提出した本新株予約権付社債の社債権者は、その後これを取り消すことはできない。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(4) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

14. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計100個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

払込みを要しない。

(3) 本新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）

平成20年8月27日。ただし、各本社債の払込金額の支払義務が第9項に定める払込期日に履行されることを割当ての条件とする。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使すること（以下「行使」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号②記載の転換価額（ただし、本項第(10)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(5) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成20年8月28日から平成21年8月26日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、①当社が第13項第(4)号により本社債を買入消却する場合には、

本社債が消却される時以後、②当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。また、当社が第13項第(2)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、繰上償還請求書が償還金支払場所に提出された時点より本新株予約権を行使することはできない。本新株予約権は、会社法第287条の定めにより行使することができなくなった時点において消滅する。

- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 当社による本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額
 - ① 本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
 - ② 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初3,850円とする。なお、転換価額は本項第(10)号によって調整されることがある。
- (9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 転換価額の調整
 - ① 当社は、次に定めるとおり、本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。
本新株予約権付社債の発行後、本号②(i)乃至(iii)に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{aligned}
 & \text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}
 \end{aligned}$$

② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 本号③(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記(iii)記載の証券(権利)の取得と引換え、当該証券(権利)の取得と引換えに交付される株式の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記(iii)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 本号③(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株

式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして) 転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして) 本号①(i)に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 本号②(i)乃至(iii)の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号②(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(14)号の規定を準用する。

(調整前転換価額－調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - (ii) 本号①に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号②(iv)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - (iii) 本号①に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、本号②(ii)の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 新株予約権の行使の方法
本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

- ① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下「新株予約権行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権付社債の金額を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (13) 新株予約権行使の効力発生時期
- 本新株予約権を行使した者は、会社法第 282 条の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (14) 株券の交付方法
- 当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、当社が株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更を行った場合は、この限りではない。
- (15) 剰余金の配当
- 剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。
- (16) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、本号①から⑦までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を本項第(10)号に準じた調整を行ったうえ、本項第(4)号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第(10)号の調整に準じた調整を行う。

④ 承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、本項第(8)号①に定める価額と同額とする。

⑤ 承継新株予約権の行使期間

本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

本項第(6)号及び第(7)号に準じて決定する。

⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本項第(9)号に準じて決定する。

15. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、又、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。又、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は本社債の払込金額と同額とし、当初の転換価額は平成20年8月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

16. 本社債の地位

本社債は、本新株予約権付社債の社債要項に従って強制執行可能な当社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先又は劣後することなく、同順位である。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各号のうち、第（４）号乃至第（６）号の場合は当然に、それ以外の場合は本新株予約権付社債のいずれかの社債権者からの当社に対する書面による請求により、本社債について期限の利益を失う（以後本新株予約権を行使することはできない。）。

- (1) 当社が、本新株予約権付社債の要項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 1 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の株主総会が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

18. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとし、かつ、電子公告を行った旨を速やかに社債権者に対し通知する。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告の方法によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載し、かつ、掲載した旨を速やかに社債権者に対し通知する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

19. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社アルデプロ 経営管理本部

20. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部